

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成30年1月19日（金）9:20～10:05
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長	八田 達夫	アジア成長研究所所長 大阪大学名誉教授
座長代理	原 英史	株式会社政策工房代表取締役社長
委員	中川 雅之	日本大学経済学部教授

<関係省庁>

野崎 雅穂	総務省総合通信基盤局電波部電波政策課長
杉野 勲	総務省総合通信基盤局電波部移動通信課長
近藤 玲子	総務省総合通信基盤局電波部電波環境課長

<傍聴>

西川 康一	内閣府規制改革推進室参事官
-------	---------------

<事務局>

村上 敬亮	内閣府地方創生推進事務局審議官
小谷 敦	内閣府地方創生推進事務局参事官
久保 賢太郎	内閣府政策参与

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 サンドボックスについて（電波法）
 - 3 閉会
-

○小谷参事官 おはようございます。

それでは、国家戦略特区ワーキンググループによりますヒアリングを行います。

まず、「サンドボックスについて（電波法）」ということで、総務省に来ていただいております。

八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 早朝からありがとうございます。

まず、御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○野崎課長 条文案をいただきまして、これについて詰めるべき論点等を検討してきました。それを御説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、詰めるべき論点がいくつかあると思いますので、まとめて説明してよろしいですか。必要に応じて、途中で中断していただいて結構です。

今回の実験試験局の電波を利用した実験ですけれども、先日のヒアリングでも申し上げましたように、航空管制等の人命を支える無線局とか、安全保障に係る無線局とか、医療機器等に混信を与える可能性がありますので、そのような場合には緊急に電波の発射を止めすることが必須になります。

まず、条文案で7項のところから始めさせていただきます。

7項で、「無線局の運用を阻害するような混信を受けている場合は、実証事業の実施主体に対し、実施事業の停止を求める申立てを行うことができる」とあります。

これは混信を受けた者が、実証事業をしている者に停止の申立てを行うというところなのですが、実施主体の緊急連絡先が公開されるのかというのが重要になります。公開するといつても、例えば、告示に公示しているとか、ホームページに出しているというと、一般の無線局、一般の免許人の方はそういうことを普通は知らないので、どうやってそういう人に周知させるかが重要になります。

例えば、特にクリティカルな各県の空港関係者とか、米軍関係者とか、防衛省とか、医療機関とかそういうところに、そういう実験が現在行われている、緊急連絡先はここだというのをどうやって伝えていくかというのがすごく重要なになってくると思います。

参考までに、今の特定実験試験局制度では、区域会議が区域計画を作成するのと同時進行で、調整会議のもとで周波数の利用の告示案を作っています。この調整会議のもとで、総務省と自治体と実験の実施主体が、周波数帯とか使用地域で相談しながら告示を作のですが、そうする中で地方局も、こういう実験が始まる、こういう周波数帯とこういう地点で電波を使うのだという事実を確認できます。特定実験試験局の即日免許が可能になっていますが、それと一緒に、総務省の地方局の方でもデータベースに情報を登録して、混信が発生した場合とか、あるいは近くで混信が起きそうだという場合は、注意してフォローする体制がとれます。

第3項で、「電波法第三章の規定を適用しない」というのがございます。ここも詰めるべき論点があります。第三章には、技術基準の他に人体防護指針も規定されています。人体防護指針については、御案内のように、例えば、実証実験で強い電波を浴びると、あるいは弱い電波でも長時間浴び続けると、問題が発生する可能性があります。人体防護指針とかも一切適用しないという場合に、そういうものをどうやって担保するのかというところは事前に詰めておく必要があると思います。

参考までに、現在の特定実験試験局制度では、先ほどの調整会議で使用周波数帯の告示を作成する段階で、当然人体防護の安全基準との適合性等を総務省のほうで見ていくことで、必要な場合には、周囲への人の立入りを制限することを条件として付けるとか、そ

いう安全対策の確保を総務省で検討させていただいている。

最初の第1項に戻ります。安全保障に係る無線局は、有事に備えるために、設置場所とか使用周波数帯も隨時変更されます。総務省の中でも、これは特定秘密に該当する場合がありますので、そういう安全保障に係る無線局との混信とか、国民の生命・財産を守る航空無線局との混信とか、病院との混信の有無の判断、あるいは混信発生時の対応などを、区域会議が判断するような形になっていますけれども、そこがなかなか区域会議だけで判断していただいているのかというのあります。

そもそも、総務省への同意とか協議とか、そういうプロセスも特に法律上は書いていないのですけれども、そういうところをどうするのかというのもあります。

そうは言っても、これは事務的な同意だけでもなかなか難しいところがありまして、今の制度では、先ほどの区域計画の作成と同時に、使用周波数帯の告示を作る段階で、総務省の地方局も入って、電波を測定したりとか、近くの病院とかそういうクリティカルな機関に混信の可能性があるかどうかを検討したりとか、深刻な混信リスクの発生の回避を図っています。ある程度の時間もかかるプロセスなので、同意というプロセスだけで同じような確認ができるかというのは検討する必要があると思っています。

第8項に戻りまして、第8項で、「実施主体が申立てを受けた場合には、申立てに正当な理由があると認めるときは、当該実施事業を停止しなければならない」とありますが、ここも非常に重要なところだと思うのですけれども、正当な理由があるかどうかを実施主体に判断させるというのは検討の余地があるかと思っています。

第9項で、「停止しなかった場合に国家戦略特別区域会議に対して、当該実施事業の停止を求める申立てを行うことができる」とあるのですけれども、誰に申立てを行うのか。各区域会議の議長なのか、あるいは事務局なのか。当然、緊急事態がありますので、事務局の方に携帯電話を常に持っていたりとか、あるいは、この会議が開かないと思いつきができないということになると緊急に停止できないので、どのように判断されるかが重要になると思います。

また、第10項で、申立てがあったときに、本当にそれが混信源かどうかは、電波監視施設を使うとか、要員を動かして、そこが発信源かどうかを確認する必要があります。そういう能力がないと、申立てのところが本当に混信の発生源かどうか特定できないので、特定するのに時間がかかるとか、申立ての連絡の発見が遅れたなどの理由で、停止の命令が遅れて事故が発生しないように担保しておく必要があるかと思っています。

第10項で、「区域会議は、申立人が、その運用を阻害する混信を受けていると認めるときは、実施主体に対して、実施事業の停止を命じることができる」とあるのですけれども、そういう国家的な有事の場合に、実施者が従わない場合はどうするのかというところがあると思います。

参考までに、今の制度では電波法第6章の規定が適用されています。第6章で、電波法第72条で、「総務省が電波監理施設を使って、特定実験試験局の申請に適合していないと

認めるときには、総務省が電波の発射の停止を命じることができる」とあります。

また、罰則がかかっておりまして、総務省が警察とか海上保安庁と連携して、捜査をやって現場を押さえて、電波の発射の停止を実行できます。第6章を適用しないときは、従わない場合にどうやって確実に止めるかという実行措置も必要になると思います。

最後ですけれども、第6章を適用しないとなると、実施主体が実際に区域計画に記載されている事項と合致している電波を出しているのか、その出力以上を出しているとか、あるいは、区域計画からはみ出た地域でも出てしまっているとか、そういうことを誰が担保するのかということがあります。

区域計画で認められたもの以上の出力を出したようなことも当然起こり得ると思いますので、そういうときに実害が発生して、申立てがあるまで対応しないとなると、問題が大きい場合があるので、いかに区域計画に記載する事項と合致したものとするかという担保措置が必要になると思います。

それと、人的または物的な損害が生じる場合も多いので、罰則とか、実施主体とか国への損害賠償請求等の手当でも整備しておく必要があるかと思っております。

この辺は、現在の特定実験試験局制度では、総務省のほうで申請どおりの電波が守られているかを電波監視施設でフォローしておりますので、そういう担保は総務省のほうで行っている状況になっております。

最後に附則で、「実証事業の成果の実用に向けて、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする。」、これは前回申し上げましたが、地域によって色々な電波の使い方をしているので、ある地域によって実証事業で成果が出たからといって、他の地域に持っていくと電波の使用の状況によっては混信が起きますので、実用化のための法制上の措置をすぐに講ずるのは難しい場合もあるということが論点かと思っております。

御説明は以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

いくつかの論点をおっしゃっていただいたのですが、特に重要な論点としては、混信があるということが安全保障上の理由で止めなければいけないことがある。それは前もって、場所とか周波数とかを指定するわけにはいかず、緊急の状況が発生したときには止めという命令権を国がちゃんと持っているのだということを了解させなければいけないというのが第一点です。

第二点は、第3項に関してでしようけれども、健康の被害があるという可能性があるときに、それがもし起きたときにどのような責任体制を作るのか。これはもう私どもが前から議論していることです。

3番目に、そもそも区域計画で決めた範囲を超えているような電波が出ているようなときに、それを監視する主体はどこにあるのか。完全な事後チェックだけなのか、定めた範囲内であるかどうかをチェックするのは専門的なところでやられるべきではないかという点が含まれたと思います。

委員の方、御意見をお願いします。

○原座長代理 御指摘の前に、どのようなポイントで提案をしているのかというところを久保さんにさっと。特に八田先生と中川先生には、あまり御説明していないと思います。

○久保参与 それでは、久保のほうから非常に簡単に説明させていただければと思います。

このA4の紙なのですけれども、こちらのほうに書かれているところで、大体ポイントとしては、意図しているところが記載されておりまして、基本的には、今様々な制度があるかと思いますけれども、より迅速性を高めて、かつ、安全性を十分に担保しつつ進めていきたいといったのが今回の御提案の趣旨となっておりまして、今色々御指摘をいただきました、緊急時にちゃんと対応できるようになっているのかとか、あるいは健康等に関する配慮はどうなっているのか、さらに、区域計画からはみ出てしまったときに、それをどのようにウォッチしながら訂正できるようになっているのかという観点については、それを可能とするような措置が法制上可能になっているか。また、他の枠組みを使うことによって実現できるのかということは、ちゃんと確認させていただければと思っております。

この紙の中にも書いてあるのですけれども、基本的には迅速性を優先しつつも、安全性にも十分配慮しながら進めていくといったことで、色々と御提案を書かせていただいているのですけれども、例えば、下のほうにあります※1とか※2で、混信可能性の確認といったことが海外の事例でどういったものが採用されているのかということも踏まえまして、進めさせていただければと考えているところであります。

○原座長代理 この紙を条文にしたのが、こちらの条文ということで、今これを前提に具体的に制度化していく中で、どういった留意事項があるかという建設的な御指摘をいただいたと思っていますので、基本的にはさらに詳細の検討の御相談をさせていただければと思いますが、1点だけ、1項の区域計画の策定のところで、これはこの特例措置についてではなくて、全体の区域計画の認定のところで同意についての法律上の定めがありますが、それを前提にしての御指摘ということでしょうか。

○野崎課長 全体のほうの条文の同意を使って、ここに個別に同意の規定は置かないということですか。

○原座長代理 そうです。区域計画の総理大臣の認定のときに必ず関係大臣が同意するというのは、全般に定められています。

○野崎課長 今のペーパーの※のところに、地域とか周波数帯とか、空中線電力等の技術要件を定めるとありますけれども、今までのスキームがすごくうまく動いていると思っているのは、区域会議のほうで区域計画という大まかな政策を決められて、結局実験を実施するのは各地方地方なので、そのときに調整会議で周波数の告示案を、区域計画と同時並行で議論しています。そのときに総務省の地方局も入るし、実験実施者の人も入るし、自治体の人も入って、実験内容を情報共有しながら、区域計画と同時に告示案も検討します。即日免許をしたときには、総務省のデータベースにきちんと登録されて、地方局もそれを十分知っているので、例えば、混信に注意が必要なときには監視装置を常に回している等

の対応が取れるのです。

ですので、それを外して全部区域計画に一本化すると、各省同意のときに、どこで使うのだろうとか、どのぐらいの出力をどちらに向いて出すのだろうとか、そういうところで直接実験実施者の人と相談する必要があり、地方局でないと現場の状況も分からぬので、地域の力を借りないで事前の調査なしに1本の同意でやるというのは、難しいところもあります。相当慎重に対象も選ばないと、こういう簡素化スキームは難しいのではないかというところもあります。

そういう意味では、現在のスキームはそういう実施上の担保について、電波監視をするとか全部総務省側で担保しています。実施上の担保措置も入っていないので、そういうことも検討していく必要があると思います。

○原座長代理 実施上の電波法上の総務省の監督権限自体は残るのですか。

○久保参与 監督権限自体は残るような建付けを考えていますが、条文上はまだ表れていないのかもしれないです。

○野崎課長 結局、6章を外してしまうので、申請どおりの電波が出ていないときに止めるとか、総務省のそういう監督スキームを全部外れてしまっているので、監視を使って注意をしておくとか、司法機関と連携して現場を押さえるとか、そういうことが全部できなくなります。あと、3章の人体防護基準とか無線設備の基準とともに全部外しているので、このペーパーの趣旨から行くと、地域とか周波数帯の技術要件を定めて、安全なところを見ていくというのですが、この条文のほうは結構大胆に外しているので、合っていないかなというはあると思います。

○原座長代理 分かりました。

6章のところは、元々の紙だと監督規定は適用しない一方で、特例措置を設けるという前提だったところ、どこを適用させるのか、どういう特例を作るのかというところをもうちょっと精緻にしたらいいということなのかなと思いました。

先ほどから課長がおっしゃっているように、これまでの仕組みが相当程度有効に機能しているということは私たちも認識していて、そこはうまく使われているところがこれまでにもいくつもあると思うのですが、一方で、今の特区での仕組みに関しても、即日免許などけれども、事前の調整のところに半年とか1年かかってしまって、そこがネックになって色々な実証実験が進まないのですという指摘もいくつかの形態での電波の利用に関して、私たちはかなり強い要望を受けています。

今の仕組みのいいところはうまくそのまま使えるようにしつつ、事前の調整のプロセスをいかに短縮できるか。それは一定の要件を課したり、一定の領域に限定したりということはしながら検討していくのだろうと思っていますけれども、その仕組みを是非引き続きお知恵をいただけたらと思っています。

○野崎課長 原座長代理がおっしゃるとおり、6か月や1年かかる事案というのは、我々も反省して原因をよく調べないといけないと思うのですけれども、一つあるのは、外国で

もまさに今審査しているとか、あるいは国際基準もまだできていない、アメリカでも人体防護基準はまだできていないような、そういう本当に初物のケースは、我々も判断材料がないので、そういうときに時間がかかるてしまうというケースはあると思います。そういうケースについてはなおさらのこと慎重に監視体制をとるとか、慎重な対応が必要なので、そういう事例について、我々も原因をよく分析して、現在のスキームについても少しでも良くしていけるように努力していこうと思っています。

○久保参与 条文上に記載のある制度ではないのですけれども、サンドボックスの今回の制度につきましては、全体像のペーパーはまだ総務省とは共有していないですか。

○村上審議官 電波についてはまだ作っておりません。

○久保参与 電波法バージョンではないのですけれども、他のサンドボックスの関係でスキーム図を作っているのですが、今回区域計画を定めるに当たりまして、調整会議というシステムを設けることになっていまして、その調整会議は、国、自治体の方だけではなくて、地域関係者、事業者なり、専門家等なり、ステークホルダーの方々をとにかく集めて、そこで一気に調整してしまって、それを踏まえた上で区域計画にそれを反映させていこうという枠組みを考えているところでして、ただ、こちらの制度については、法律事項なのか否かという法制上の問題はさておき、少なくとも運用面なり何なりでそれを担保しながら、実質的な利害調整を行った上で、区域計画で適切なものを定めていこうとしている制度でございますので、その点だけペーパーでは入っておりませんでしたので、口頭で御説明させていただきました。

○原座長代理 ちょっとだけ補足しますと、今の調整会議の話は、今回のサンドボックスは電波法だけではなくて、自動走行は国土交通省の規制と警察の規制と両方ありますけれども、自動走行と自動飛行についても、今調整会議を作つて、一堂に会して検討することで、検討のプロセスをより円滑化するという仕組みを考えています。

電波法の場合には、元々特区の仕組みの中に調整会議がありましたので、これは御理解のとおりなのですけれども、以前からの制度についても法律上の仕組みではなくて、書かれていらない仕組みになっていた。通達上の仕組みなので、おそらくそれと同じような位置付けに今回もなるのかなと思っています。

なので、この条文には出てきていないということです。

○野崎課長 この認定の中に周波数とかそういうものが全部入ってしまうと、多分認定の前にしっかり詰める必要があります。調整会議がどのプロセスで入るのかとか、そこをまた情報提供をいただいて検討していきたいと思います。

○八田座長 普通は特区法の場合、例えば、農地法の第何条は特区では適用しないと。その代わりにこういうものであるという書き方をするのですけれども、ここの場合には、例えば、6章を適用しないといって、その代わりに具体的に全部書き込むのではなくて、調整会議でもってかなりの中身を詰めるということです。したがって、お役所のほうでの不安は、どういう事項についてそこできちんと規定してもらえるのかということを調整会議

ではつきり書いておいてほしい。そのようなことですか。

○野崎課長 プラス、総務省の電波監視部隊を動かして実際の申請と違う場合は停止するためには、6章の規定が必要なのです。

○八田座長 それは必ずどこかに入れるのですが、それをこここの法律の中に入れるか、調整会議できちんと定める権限にするかということですか。

○野崎課長 はい。

○八田座長 国防上の問題があつたら、止めなければいけないということはあるわけでしよう。

○久保参与 もちろん、必要な規制権限については、特区法のみなし規定のほうで措置できるのか、あるいは書き方はあれですけれども、特区法の条項としてちゃんと電波法第何条に定めるこの命令権限は残るような形で措置するということになるのだと思います。もちろん、国防とか安全保障上の問題は当然なので。

○野崎課長 もちろん国防は重要なのですけれども、病院とか大型機械を使っている工場等の周辺にどういうクリティカルな環境があるかというのは、今調整会議で告示案を作るときに見ています。そういうことを御提案の調整会議で見るととも、きちんと現場の専門家が参加したり、事前検討をしたりすることができるのかを考える必要があります。

あと、停止権限みたいなものを調整会議が持つのであれば、総務省の監視部隊とかは使えません。6章の中でも色々規定があるので、全部丸ごと外すのではなく、もうちょっと細かく見る必要があると思います。

○中川委員 あまり意識の差はないと思うのです。要は、この事後的な措置について、特別な設備とか、特別な人材を持っていないとできないものについて、そういうことができる方から移すということはあまり考えていなくて、それは電波法とかそういうスキームを相変わらず適用させていただくということを多分考えている。

ですから、6章の書きぶりとして、丸ごと抜いたことについて御懸念があるのであれば、それは法制的に詰めればいい話だと思うのです。

さらに事前の話についても、我々の考えているところというのは、ここは詰めないといけないかもしれませんけれども、事前に書き切るということについては、免許の前に半年とか1年とか時間がかかっていることについてはすごく問題だと思っていて、その部分については、事前に全て書き切らなくても、それは実験をすることができるという場合があり得るのではないかでしょうか。

そこの部分については、地方支分局も参加するような形の調整会議という仕組みを設けますから、その部分について、一発で許可と言いますか、電波法上の許可を与えたものとしてみなせるような体制を詰めるということだと思うのです。

ですから、おそらく御懸念で色々言つていただいていることについては、私どもは全然無視することはない、実態上、詰めていく過程で大体解決できるものではないかと思っています。

○野崎課長 もし、1発で結論が出るのではないかと思っていただくと、ちょっと困ったときもあって、総務省の支分部局の人でさえ測定してみないとどれぐらい混信が入るか分からないとか、工場でどういう無線設備を使っていて、混信に対してどれぐらい弱いかを調べる必要があることもあります。しっかり事前検討するプロセスが今まであったので、今度の調整会議でもそういうものをきちんと入れる必要があります。

○近藤課長 ちょっと1点、事前のプロセスで懸念しているのが、先ほどから混信の関係で、安全保障上の、といったお話がありましたけれども、安全保障に関わる無線局について混信検討を行う際にはクリアランスが必要となることもあります、その際には特定の人しかその情報が扱えないようになっております。

そうした混信検討をするときに、今回この調整会議でみんなでやりましょうといった扱いになったときに、そういうクリアランスの関係はどうなるのかというの非常に気にしております。

○原座長代理 それは広げられないのではないですか。

○近藤課長 そこでは多分、議論はできないということだと思います。

○八田座長 そういう、できないことはありますよということをちゃんと明確化しておけばいいということですね。

ということは、中川委員がおっしゃったように、基本的な認識は非常に似ていると思います。あとはどういう文言に落とすかということだと思います。

○原座長代理 規制室から何かありますか。

○西川参事官 感想めいたことを申しますけれども、先ほど総務省から、緊急時にどうやって止めるのかが問題であるというお話がありましたけれども、そもそもミサイルレーダーに干渉を与えるほど強力な電波を使っている試験というのがあるのでしょうか。

制度設計のあり方としては、例えば、軽微な手続で、仮処分的に48時間とりあえず止めなさいといった命令ですとか、これは事前の民民の契約みたいなものも考えられるかもしれません、そういうものを定めておいて、その後、48時間の間にしっかり調べてより効果的な命令を出すといったものなど、色々な制度設計の仕方はあるのではないかと思います。そこは制度の作り方次第で、総務省の御懸念もかなり解消できるのではないかという気がいたしました。

○野崎課長 最初のケースから言うと、レーダーはすごく繊細なので、例えば、複数の混信源からの総和で効いてしまうので、一個一個は小さくても総和の効果とか、そこだけレーダーで障害物が映るとか色々あるので、小さければ全然問題ないのではないかということはないと思うのです。

それと、例えば、2日間臨時的に止めて、その中でというお話だったと思うのですけれども、電波を出すものは一つだけではなくて、それが混信源かなかなか分からぬ場合もあります。

○西川参事官 そこまで来ると、もう条文上の制度でどうこうできる話ではなく、技術的

な可能性の問題ではないかと思います。

○野崎課長 そういう実態があるので、よく考慮して制度を検討していく必要があるかと思っています。

○西川参事官 いずれにしても、柔軟な制度にできればという趣旨でした。

○近藤課長 ちょっと補足ですけれども、国の重要な機関等の無線局に混信等があったときには、総務省で把握している全ての無線局の情報を調べて、短時間で対応しております。そういうふうに全体を見て、日々私たちが電波を安心・安全に使えるよう取り組んでいるということを御理解いただきたいと思います。

○八田座長 あとは、本当におっしゃった点は全部理解できましたので、文書にどうやって詰めるかということだと思います。

○村上審議官 調整方針だけ確認させていただいていいですか。

大きく言いますと、特定事業免許を取るところのプロセスを区域計画での事前同意のところで置き換えるというのが基本でございますので、その関係で言うと、第3章の無線設備における規定のところも含めて、ある程度区域計画で書けるのではないかと思っていますので、それもどこまで区域計画で書けるのか、書かせるのか、置き換えられるのか、細かく議論させていただければと思います。

その上で、法制上はあまり中身は書き込まずに、実際に区域計画を書くところで、これまでの告示、その他との適合性も含めて御確認をいただければ、制度としては特定事業免許は区域計画をもってみなすということで書けるのではないかと考えております。

それから、第6章の関係につきましては、先生方からいただいた御指示も削除するなどという点は、元々などとなっていたのですけれども、先生からも御紹介をいただいたように、事後のきちんとした権限をこれでもって止めたいということを考えているわけではございませんので、これは若干行き過ぎている面もあると思いますので、他のケースでも、例えば、航空局とか、それぞれの規制権限は事後の会議に残すことを前提に、区域計画をみなすことと、事後との権限等の調整を法制的にやっていますので、その辺は引き続き議論させていただければと思います。

その代わり、最後の3点目で、法制的によく精査しなくてはと思ったのは、申立先と申立制度の設計でありますけれども、これはケースによって、区域計画で決めたものだから、区域計画で申立てるという話と、そうではなくて、直接来てもらわないと困るという話と、両方ありそうだなという感じがいたしますので、前の2点を詰めて、区域計画で決めることと、御省独自の規制観点で残さなければいけないことを整理できれば、申立てその他の関連の周りの部分も整理できてくるのではないかと思いますので、そのような感じで久保先生の御指導をいただきながら整理ができればいいのかなと思うのですけれども、久保先生、そのような感じでよろしゅうございますか。

○久保参与 はい。

○村上審議官 以上です。

○八田座長 それでは、次は私どものほうが宿題返しですか。

○村上審議官 両方とも検討して。もう時間がないので。

○八田座長 分かりました。

ということは、これから本当に検討に御協力いただきたいと思います。

○野崎課長 1点だけ。そういう申立先の件もあって、先ほど申しましたように、そのようなクリティカルな状況の周波数とか地域とかがありますので、先ほどのコンセプトペーパーのところの、地域とか周波数帯の技術要件を定めて緩和するためには、ある程度限定をかけないといけないと我々も思っています。

○村上審議官 できるだけ区域計画策定プロセス上の運用でやれればと思いますけれども、もし事前に法定する必要があるものがあれば、その辺も御意見として教えていただければと思います。

○八田座長 今後とも、どうぞよろしくお願ひいたします。

どうもありがとうございました。